

2022 年度秋学期試験実施について

2022 年度秋学期試験を以下のとおり実施します。

授業の成績評価方法については、定期試験期間の試験（オンライン試験・対面試験含む）以外にも、授業内試験（オンライン試験・対面試験含む）、期末レポート（オンライン上での提出受付含む）等があります。

学習支援システム上のお知らせやシラバスの「成績評価の方法と基準」にて自身の受講している授業の成績評価方法を改めて確認し、試験等に備えてください。

- [Hoppii](#)（右上のログインから学習支援システムにログインしてください）
- [法政大学 Web シラバス](#)

対面試験に関する注意事項

定期試験について

不正行為の処分について

未受験代替措置の申請について

新型コロナウイルスワクチン接種への対応について

対面試験に関する注意事項

(1) 学生証

試験を受けるためには学生証の提示が必要です。必ず持参してください。受験の際、学生証はケースから取り出し、通路側の机の端に写真面を表にして置いてください。

学生証を忘れた場合は、学部窓口にて、必ず仮受験許可証の交付を受けてください。

(2) 座席について

定期試験では、机に貼付されている「着席不可」の貼紙ではなく、教室前方掲示の紙で着席可能な席を確認し、教室後方より着席してください。

(3) 登録していない科目の受験や教室・教員間違いについて

未登録科目の受験や、本来受験すべき教室や教員を間違えて受験したことにより、結果が無効となるケースが見られます。履修登録科目確認通知書や試験時間割を必ず確認の上、受験してください。

(4) スマートフォン・スマートウォッチ等の電子機器類

試験中は、携帯電子端末等の電子機器類の使用は禁止します。必ず電源を切り、鞆の中にしまってください。時計や電卓としての使用も禁じます。

(5) 退出許可と遅刻の場合の取り扱い

退室は原則として認められません。遅刻は、監督者の管理する時計を基に、試験開始後 30 分まで（試験教室への入室）しか認められません。これ以後の入室はできません。試験開始時刻に間に合うように、試験当日は余裕をもって登校してください。

(6) 電車遅延・遅刻

試験当日の電車の遅延に関する詳細は別紙「試験当日の電車の遅延について」をご確認ください。

[PDF] [試験当日の電車の遅延について](#)

(7) 新型コロナウイルス感染症に関して

- ・ ホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する健康状態記録表」（以下 URL 参照）に記録のうえ、登校の際には同記録表を携行するようにしてください。

→ [感染症拡大防止のための注意、予防対策について](#)

- ・ 以下該当する学生は登校を控え、ウェブサイト記載の Google フォームから報告してください。併せて、未受験代替措置を希望する場合は自身の所属学部申請してください。
 - ア. 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断された場合
 - イ. 発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状が疑われる場合
 - ウ. 濃厚接触者の疑い、もしくは認められた場合

→ [感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、感染と診断された場合の対応について](#)

- ・ 構内各所に設置した消毒液を使用し、必ずマスクを着用して受験してください。
- ・ 未受験代替措置の申請については「未受験代替措置の申請」の項目を確認してください。

→ [未受験代替措置の申請について](#)

定期試験について

定期試験期間に行われる試験は、通常的时间・時間割とは異なる時間に行われます。必ず以下の「定期試験について（必読事項）」を併せてご確認ください。

[PDF] [定期試験について（必読事項）](#)

[PDF] [定期試験時間割一覧【12/19 10:00～公開】](#)

[PDF] [情報ポータルからの定期試験情報照会 操作マニュアル](#)

不正行為の処分について

例年、不正行為やこれと紛らわしい行為が報告されています。また、こうしたことに対する他の学生からの苦情も届いています。

不正行為をすると、別紙の「不正行為の処分基準」にそって、処分となります。不正行為は絶対に行わないでください。また、答案用紙の持ち帰りや、回収が必要とされる問題用紙の持ち帰りも不正行為となります。白紙答案であっても必ず提出してから退出してください。

[PDF] [試験等における不正行為の処分基準](#)

未受験代替措置の申請について

大学規定の事由により、期末試験（定期試験およびそれに準ずる試験）を受験できなかった、期末レポート提出ができなかった場合、未受験代替措置の申請をすることができます。

ただし、理由によっては受験できない場合もありますので、自己判断せず、受験できないと判明した時点で、学部窓口へ相談し、未受験代替措置申請をしてください。

詳細・申請方法は以下よりご確認ください。

[PDF] [2022 年度秋学期【未受験代替措置の申請】について](#)

[PDF] [＜対象者のみ＞対面授業受講配慮申請者の試験受験について](#)

新型コロナウイルスワクチン接種への対応について

新型コロナウイルスワクチン接種の予約（接種機関に関わらず）をする際は、なるべく各自の授業内試験日・レポート提出日の前日と当日、および定期試験期間を避けてください。

自治体等によりワクチン接種日が指定され変更できない等の場合には、未受験代替措置の対象になりません。所属学部の事務に、予めご相談ください。ただし、ワクチン接種日を選択できる場合に試験日を選び、試験を欠席したときには、未受験代替措置の対象にはなりません。

ワクチン接種後の副反応による発熱等のため試験を欠席する場合は、大学規定の事由の「病気・怪我」に該当しますので、試験後所定の申請期間内に診断書またはワクチン接種日がわかる書類（接種記録書または接種済証の写し）を添付して、未受験代替措置の申請をしてください。この申請を行わない場合、欠席した試験の代替措置は講じません。

なお、ワクチン接種および接種後の体調不良のため授業（授業内試験を除く）を欠席する場合は、各担当教員に申し出てください。

以上